

平成30年第10回厚岸町教育委員会会議録

| | | | |
|--------------|-----------------------|-----------------------|---------|
| 招 集 | 日 時 | 平成30年 7 月25日 午前10時00分 | |
| | 場 所 | 庁議室 | |
| 開 会 日 時 | 平成30年 7 月25日 午前10時00分 | | |
| 閉 会 日 時 | 平成30年 7 月25日 午前10時35分 | | |
| 出 席 委 員 | 田 辺 正 保 | | |
| | 濱 秀 利 | | |
| | 平 良 木 宣 行 | | |
| | 森 脇 直 美 | | |
| 欠 席 委 員 | | | |
| 会議録署名 | 教 育 長 | 酒 井 裕 之 | |
| 委 員 | 委 員 | 田 辺 正 保 | |
| 会 議 出 席 者 | 事務局職員 | 管理課長 | 真里谷 隆 |
| | | 指導室長 | 山 田 敏 一 |
| | | 管理課長補佐 | 渡 部 貴 志 |
| | | 生涯学習課長 | 高 橋 俊 彦 |
| | | スポーツ課長 | 高 橋 政 一 |
| | その他の者 | | |

議事日程

| 日 程 | 議案番号 | 付 議 事 件 |
|--------|--------|---|
| 1 | | 開会 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 前回会議録の承認 |
| 4 | | 会議録署名委員の指名 |
| 5 | (議 案) | |
| | 議案第47号 | 厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について |
| | 議案第48号 | 太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について |
| | 議案第49号 | 厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて |
| | 議案第50号 | 厚岸町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて |
| | 議案第51号 | 厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて |
| 6 | | 閉会 |

平成30年第10回厚岸町教育委員会

平成30年7月25日

午前10時00分開会

- 教育長 ただいまから、平成30年第10回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。
 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

- 教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、7月25日の1日間としてよろしいですか。

 (はい。の声)

- 教育長 それでは、会期を本日7月25日の1日間といたします。

- 教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。平成30年6月27日に開会した第9回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の濱委員、私がそれぞれ署名済でありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

- 教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、田辺委員を指名いたします。

- 教育長 日程第5、議案第47号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました議案第47号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則については、語学指導等を行う外国青年招致事業により、厚岸町において語学指導等を行う外国青年の勤務条件を定めることを目的としております。それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書1ページをご覧ください。議案第47号厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定でございます。

改正内容については、別にお配りしている議案第47号説明資料「新旧対照表」にてご説明いたします。改正箇所は、第15条第1項第8号、特別休暇の規定であります。第15条第1項第8号中「第5条第2項の規定により任用された場合に限り、その任用期間中、」を削るものであります。今回の改正については、外国語指導助手の夏季休暇取得について、厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則で規定しておりますが、町が任用する非常勤職員と統一的な取扱いをすべきとの判断から、1年目からの夏季取得取得を可能とするため本規則を改正しようとするものです。議案書1ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、公布の日から施行しようとするものであります。以上簡単ですが、議案第47号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、外国語指導助手の夏季休暇取得に係る条件の改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです

か。

(はいの声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第48号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長 ただ今上程いただきました議案第48号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。厚岸町立学校管理規則については、町立学校の管理運営の基本的事項について定め、学校の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的としております。それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書2ページをご覧ください。議案第48号厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則でございます。改正内容については、別にお配りしている議案第48号説明資料「新旧対照表」にてご説明いたします。第24条の次に外勤の規定を第24条の2として加えるものであります。第24条の2、「職員に対する外勤で、校務のため一時勤務する学校を離れる場合で第24条に規定する旅行命令以外の命令は、校長が口頭により行う」規定を追加するものであります。今回の改正については、本規則には外勤に関する明確な規定がなく、教職員の外勤は厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規定により、「外勤簿・自家用車の公用使用承認簿」をもって学校長の承認を得て行われているところです。この度、道立学校において外勤に係る命令が口頭によると改正されたことから、町立学校においても、新たに外勤に関する規定を加えることが必要であることか

ら本規則を改正しようとするものです。議案書2ページにお戻り願います。附則でございます。この規則は、平成30年8月1日から施行する。とするものであります。

以上簡単ですが、議案第48号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、教職員の外勤を校長が口頭により命令を行うこととする規定の追加であります。これから質疑を行います。

●田辺委員 外勤の定義付けというのは、どこにあるのかなと感じています。というのは、第24条の旅行命令というのと今回付け加える第24条の2の外勤の違いといいますか、例えば、町内研修で1日他校の研修会に出て自分の学校から離れてしまうといったときには、旅行命令になるのか、それとも外勤になるのか、その辺の区別が定義付けされているのか、別に決められているのか伺いたい。

●管理課長 外勤については、今まで規定がなかったため、今回第24条の2に規定させていただきました。今まで教員は北海道の県費負担職員でありますので、道の服務規程を準用していた所ですが、今回第24条の2により外勤を規定して明確にしたものです。それから、他校に1日居た場合に旅行命令にあたるか、外勤にあたるかという部分ですが、この後、議案第49号で説明をさせて頂きたいと思っていたのですが、外勤にあたるということで、これからは校長が口頭によるということで、処理をしていきたいということです。

●田辺委員 そうすると一般的にみて、町内の旅行は全て外勤という様に捉えて良いのですか。

●管理課長 厚岸町職員の服務規程というものがございます。その中に出張又は外勤の規定がございます。今言われたとおり1日町内に外勤の場合は、町では外勤として扱っていますので同様に扱っていきたいと思います。

●田辺委員 道教委の規定を準用しているが、道内で考えるとどこまでが外勤なのかなど。厚岸町の場合で考えると町内と町外で分けている様な考え方もあって、学校職員の場合はどこで線引きするのかなど、疑問が生じたところです。その辺、各学校で差違のない様に進めて頂ければと思います。

●教育長 他にございませんか。

(ありませんの声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第49号「厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました議案第49号「厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規則の一部を改正

する訓令を定めることについて」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規則については、厚岸町立学校職員が公務のために、職員が所有する自家用車を使用するときの取扱いに関し必要な事項を定めることを趣旨としております。それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書3ページをご覧ください。

議案第49号厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規則の一部を改正する訓令を定めることについてでございます。改正内容については、別にお配りしている議案第49号説明資料「新旧対照表」にてご説明いたします。別記第4号様式を改正案のとおり改めるものであります。今回の改正については、教職員の外勤は厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程により「外勤簿・自家用車の公用使用承認簿」をもって学校長の承認を得て行われているところです。この度、道立学校において外勤に係る命令が口頭によると改正されたことから、町立学校においても、厚岸町立学校規則において口頭による外勤命令とする規定を加えることとご承認を頂いたため、当該規定されている様式を定める必要があることから改正しようとするものです。

なお、改正案の様式は、管内の他市町村と同様であり、平成26年4月1日以前の様式に戻しております。議案書4ページにお戻り願います。附則でございます。この規則は、平成30年8月1日から施行する。とするものであります。以上簡単ですが、議案第49号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、教職員の外勤を口頭によるものとしたことによる様式の改正です。これから質疑を行います。

別支援教育就学奨励費支給取扱要綱に規定されている支給基準額について、当該奨励費は国庫補助対象となることから、平成22年8月に当該要綱を制定した際の国庫補助対象限度額に基づき規定しております。以来、支給基準額の改定は行わず運用しておりますが、文部科学省から示された平成30年度国庫補助対象限度額において、新入学児童生徒学用品費及び体育実技用具費が大幅な増額となったことから、支給基準額の見直しを行う必要であることから改正しようとするものです。それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書5ページをご覧ください。議案第50号厚岸町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについてでございます。改正内容については、別にお配りしている議案第50号説明資料「新旧対照表」にてご説明いたします。1ページ、第4条は、支給の基準について規定しておりますが、「別表2のとおり」を「教育委員会が別に定める」に改め、支給基準額の規定の変更するものであります。第8条は、支給時期について規定しておりますが、支給基準額の規定の改正に伴う別表番号の変更するものであります。別表1中、「学用品費」「通学用品費」の区分をひとつとし「学用品・通学用品購入費」に「新入学児童生徒学用品費」を「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」に改めております。

2ページから3ページ、別表2も同様、「学用品費」「通学用品費」の区分をひとつにし「学用品・通学用品購入費」に「新入学児童生徒学用品費」を「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」に改めております。

別表1・2とも、文部科学省事務処理要領に合わせた費用及び定義の改正をするものです。議案書6ページをご覧ください。附則でございます。この訓令は、平成30年7月25日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。以上簡単ですが、議案第50号の説明

とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、特別支援教育就学奨励費の支給基準額の規定
の改正と支給対象経費区分等の改正です。これから質疑
を行います。

●濱委員 第9条別表2の新しい改正案で金額がなくなっている
んですね。支給金額については教育委員会で別に定め
るとしか謳ってないんですが、金額的補償というか根拠
となるものが、改正案では補償されていないが改正案に
規定しなくても良いのか。

●管理課長 教育委員会が別に定めるとした規定ですが、準要保護
の規定でも教育委員会が別に定めるとしてあります。また、
毎年町長部局と予算の協議をして予算を決めますので、
その年によって増減する可能性があります。上限は文部
科学省の基準額となりますが、教育委員会だけではなく
他の部署も同じように決めているという事もありますの
で、教育委員会としても別に定めるという事で決めてい
きたいということです。

●田辺委員 別に定めるとうことは、予算額で決めるのか、毎年度
文部科学省の基準額を見て毎年要綱か何かで支給額を定
めるのかお聞きしたい。

●管理課長 先ほど説明しましたが、平成22年から改正していませ
んでした。今回30年度に文部科学省の基準額が上がりました。
具体的には、新入学児童生徒の学用品費が小学生
は、9,950円から20,300円。中学生が11,450円から23,70
0円。体育実技用具費のスケート靴が小学生5,635円が13,
000円。中学生5,635円が18,670円ということで、2倍か

ら3倍になっています。今回別表2の金額を変えないとその分が支給されないということですので、その辺はきちんと対応していきたいと考えております。今後、この基準が無くなることによって教育委員会がどの様に定めるのかということですが、毎年決裁をとって基準額を定め町長まで確認をとって基準額を決めて、保護者へお知らせして行くという形をとって行きたいと思っております。

●濱委員 国の基準額が決まっていると思うんですけど、町の財政が厳しいからといって下回ることはあるんですか。

●管理課長 今までも毎年若干ですが基準額は上がってますが、多少でありましたので変えておりませんでしたので、今回大幅に上がったという事で変えております。なので基準額を下回ったことは実際の所ございます。

●田辺委員 国の基準は今年度から大幅に変わるんですか。

●管理課長 当初予算には反映していませんが、予算の範囲内で承認を得て30年度から支給したいと、申請自体もこれからですので、そのように対応したいと思います。

●濱委員 考え方としては、今までの金額の縛りが無くなることによって、国の基準に柔軟に対応できると考えて良いか。

●管理課長 支給の基準額ですが、文部科学省の額をベースにしていきたいということと、別に定めるということですが、今回のように要綱を改正せずに柔軟に対応できるという部分は今までと違うところです。

●森脇委員 基本的に学校が教育委員会に請求するものですか。個人が学校に請求したものを学校が教育委員会に請求する

んですか。

●管理課長 そのとおりです。

●教育長 他にございませんか。

(ありませんの声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第51号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました議案第51号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学奨励費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱については、厚岸町が学校教育法第25条及び第40条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して援助を行うための要保護及び準要保護児童生徒の認定及び認定者に対する就学援助費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的としており、今回改正する要領において要保護及び準要保護児童生徒の認定及び就学援助

費の支給に係る事務の処理については、この要領で定めております。今回の改正については、厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例が平成30年8月1日に施行されることに伴い、平成30年8月1日から18歳未満の子どもの医療費が無料になることを受け、本要領の支出費目のうち医療費の支給対象費目から「治療費」を削除する必要があることから改正しようとするものであります。それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書7ページをご覧ください。

議案第51号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学奨励費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて」でございます。改正内容については、別にお配りしている議案第51号説明資料「新旧対照表」にてご説明いたします。1ページ、第2条「支給費目の意義」であります。第7号医療費「アレルギー疾患の診断に要する文書料」に改める規定であります。

第3条「支給費目の対象学年」であります。第7号医療費「小学校及び中学校」に改める規定であります。

第8条「就学援助費の支給方法等」であります。第2項第7号は、医療機関から請求が無くなることにより、医療費「医療機関からの請求の都度、当該医療機関に支払う。ただし、受給者が個人負担分として支払った医療については、請求により当該受給者に支給出来るものとする」を「請求により支給する」に改めるものであります。同様に第10条「年度途中認定者の就学援助費の支給」であります。10ページ。第1項第7号医療費「認定日以降」の次に「の請求分を当該医療機関に支給する。ただし、受給者が支払ったアレルギー疾患の診断に要する文書料については、請求により当該受給者に支給できるものとする。」を「に保護者が、支払った」に改めるものであります。議案書8ページをご覧ください。

附則でございます。この訓令は、平成30年8月1日か

ら施行するものであります。以上簡単ですが、議案第51号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は、中学生の医療費が無料になることに伴う、支給費目等の改正についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員 医療費についてアレルギー疾患に関する証明書ですよね。支給するときは本人に直接払うのか、学校を経由して払うのか。

●管理課長 学校を経由して支払います。

●教育長 他にございませんか。

(ありませんの声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありませんの声)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第10回教育委員会を閉会します。